

## 患者向け無線LAN利用規約（2023/9/25版）

### （目的）

第1条 この利用規約は、日本私立学校振興・共済事業団 東京臨海病院（以下 病院という）が提供する公衆無線LAN（Wi-Fi）（以下 無線LAN という）によるインターネット接続サービスの利用条件を定めるものである。

### （規約の同意）

第2条 本サービスを利用した者（以下 利用者という）は、本規約に同意したものとみなす。

### （サービスの内容）

第3条 病院に来院した利用者は、本規定の定めに従い、本規約によって認められる範囲において、病院施設内で無線LANを利用することができる。

### （利用場所及び利用時間）

第4条 無線LANが利用可能な場所は、外来待合などの外来スペース及び病棟フロアで無線電波の届く範囲とする。利用時間は、基本的に次の通りとする。

- ・ 外来スペース 外来診療時間内
- ・ 病棟フロア 朝6時より22時まで

### （利用条件）

第5条 利用者は、自己の負担において無線LANを利用するために必要な通信機器等を準備する。コンピュータウイルス等の感染予防対策を備えている機器であること。

### （禁止事項）

第6条 利用者は、以下各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第三者若しくは病院の著作権またはその他一切の権利を侵害する行為及び、侵害するおそれのある行為
- (2) 第三者若しくは病院の財産を侵害する行為及び、侵害するおそれのある行為
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、第三者若しくは病院に不利益または損害を与える行為及び、与えるおそれのある行為
- (4) 第三者または病院を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為またはそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (6) 犯罪行為または犯罪行為に結び付く行為若しくはそのおそれのある行為
- (7) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、無線LANを通じて、または無線LANに関連して使用し、または提供する行為
- (8) 不特定多数に対して広告・宣伝・勧誘等のメール、ショートメッセージ、テキストチャット等を送信する行為
- (9) ファイル共有ソフトの使用及び、著しく大量なデータの通信
- (10) 大音量での音楽・動画再生等、通信回線に負担をかける行為及び、他の利用者・来院者に対して迷惑になる行為

(11) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し、若しくは違反するおそれのある行為または病院が不適切であると判断する行為

2 前項各号に該当する利用者の行為によって病院及び第三者に損害が生じた場合は、当該利用者は、当該損害を賠償するものとする。

(運用の中止)

第7条 病院は、以下各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの提供を中止できるものとする。

(1) 無線LANのシステムの保守や工事を定期的部または緊急に行う場合

(2) 暴動、騒乱、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線LANの運用が不可能または困難となった場合

(3) 無線LANのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合

(4) その他病院が無線LANの運用上、一時的な中断が必要であると判断した場合

(免責)

第8条 無線LANの利用に関連して利用者が生じた損害について、病院は一切の責任を負わないものとする。

2 病院は、無線LANが利用者の使用する通信機器等に適合するか否かについて一切保証しない。

3 病院は、無線LANのサービスの内容及び、利用者が当無線LANを通じて得る情報等については、その完全性、正確性、確実性、有用性等についていかなる保証も行わない。

4 無線LANサービスの提供、遅滞、変更、中止または廃止、無線LANを通じて登録、提供または収集された利用者の情報の消失、利用者の機器へのコンピュータウィルス感染等による被害、データの破損又は漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害については、病院はその責を負わない。

5 利用者がインターネット上で利用した有料サービスは、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担する。

6 無線LANへの接続に係る利用者の機器設定は、利用者が行うものとする。この場合において、接続する機種、OS、ソフト等により無線LANを利用できないときがあっても、病院は、その責を負わない。

7 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、病院は、一切責任を負わない。

8 病院は、無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、又は特定のWEBサイトへの接続を制限することができる。

(管轄)

第9条 無線LANの利用に関して、病院と利用者との間に生ずるすべての紛争については、

患者向け無線LAN利用規約（2023/9/25版）

東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（利用規約の変更）

第10条 病院は、必要があると認めるときは、予告なくこの規約を変更できるものとする。

この規約の変更後に利用者が本サービスを利用したときは、利用者は、変更後の規約に同意したものとみなす。